

# 西部めでいかるだより

【問】西部メディカルセンター ☎24-9111（代表）

西部メディカルセンターから市民のみなさんへお知らせしたいことを、不定期で掲載していきます。

診療科目など詳しくは、ホームページをご覧ください。



## 選定療養費の金額がかわります

10/1  
から

令和4年度診療報酬改定により、10月1日から選定療養費の金額が変更となります。厚生労働省が定める最低金額は、初診時7,700円、再診時3,300円です。

**初診時** 他の医療機関からの紹介状を持っていない場合

9月30日まで  
5,500円（税込）



**10月1日から**  
**7,700円（税込）**

**再診時** 当院から他の医療機関へ紹介状を発行したが、再度当院を受診した場合

9月30日まで  
2,750円（税込）



**10月1日から**  
**3,300円（税込）**

### 選定療養費ってなに？



選定療養費とは、200床以上の病院を初めて受診するときに、他の医療機関からの紹介状を持っていない場合（初診時）や、病院から他の医療機関へ紹介状を発行しているにもかかわらず、患者さんの希望で継続して同じ病院を受診する場合（再診時）に、保険診療分とは別に負担していただく費用のことです。

以上のことから、当院では受診時、患者さんに選定療養費を負担していただく場合があります。

### なぜ支払う必要があるの？



厚生労働省では、地域医療を支えていくために診療所やクリニックと病院の役割分担、2人主治医制を推進しています。最初はクリニックなどのかかりつけ医が診療を行い、詳しい検査や治療が必要な場合には、病院へ紹介するということです。

この役割分担を明確にするために、紹介状を持たず当院のような200床以上の地域医療支援病院を受診する場合には、患者さんに選定療養費を負担していただくことが義務付けられています。



### 選定療養費が必要ない人

- ① 他の医療機関などから紹介状を持参した人
- ② 救急車で搬送されてきた人
- ③ 西部メディカルセンターの予約票を持っている人
- ④ 生活保護法による医療扶助の対象になっている人
- ⑤ 特定の疾病又は障がいなどにより、各種公費負担制度の受給対象となっている人
- ⑥ 中学生までのお子さん